

3 上位・関連計画の整理

(1) 上位計画

①第7期美唄市総合計画（基本構想：令和3～12年度）

公共交通は、都市像を実現するための5つの挑戦の一つである「人と自然が共生した安全・安心のまちづくり」の中に「快適な都市空間の形成」として示されています。

令和7年度を目標年次とした前期基本計画に位置付けられている、「施策の方向性」、「まちづくり成果指標」及び「関連指標」は以下のとおりとなっています。

●施策の方向

1. 公共交通機関

「美唄市地域公共交通網形成計画」及び新たに策定する「美唄市地域公共交通計画」に基づき、民間事業者やまちづくりと連携した、地域にとって望ましい公共交通を整備し、高齢者など交通弱者の日常生活に配慮した公共交通を持続していくとともに、乗合タクシー事業についても、事業者や利用者の意見を伺いながら、利便性を図ります。

2. 公共交通の見直し

市民路線バスをはじめ、民間路線や買い物バスなどの既存路線にかかる乗降調査や市民・地域からの意見を聴取し、運行経路の見直しを行い、路線の維持に努めます。

●まちづくり成果指標

市内公共交通の満足度

現状値(R1):62.4% → 目標値(R7):70.0%

●関連指標

市民バス年間利用者数 (東線・西線)	現状値(R1):68,192人→目標値(R7):現状値維持
乗合タクシー年間利用者数	現状値(R1):3,439人 → 目標値(R7):現状値維持

②美唄市都市計画マスタープラン(令和 3～22 年度)

まちづくりの基本姿勢の柱として、集約型のまちづくりの中から「コンパクトなまちづくりによる市街地の形成」と、交通体系の充実化として、日常生活を支える交通網の整備の中から「公共交通の充実」に関する内容を抽出すると以下のとおりです。

●コンパクトなまちづくりによる市街地の形成

本市の市街地は、JR 美唄駅を中心に国道12 号、道道美唄月形線及び旭通の沿道を含む地区を基本に商業業務地を配置し、市街地中心部から周辺地区へと緩やかに一般住宅地を配置し、専用住宅地は、市街地の東西外縁部に配置する土地利用規制を導入しています。

今後進行する人口減少や少子高齢化社会に対応していくために、中心市街地での商業環境の向上によるにぎわい創出を図るとともにまちなかで暮らせる環境づくりを進めていきます。更には、人口規模に見合った快適な持続可能とする集約化された市街地形成を計画的に進めていきます。

●公共交通の充実

市民の暮らしを支える身近な公共交通として、市街地と市内各地の生活拠点地区を連絡するJR 函館本線と北海道中央バスによる広域的な公共交通軸とJR 美唄駅を交通結節点とする市街地を循環運行する路線バスやスクールバスの混乗及び乗合タクシー輸送による補助的な公共交通軸などの公共交通システムを充実化していきます。実証運行による検証、検討を行うなど、高齢化、過疎化に対応した公共交通の効率化を高めていきます。

(2) 関連計画

①美唄市立地適正化計画(平成31～令和22年度)

公共交通は、5つの基本方針(①居住誘導の推進、②公共施設の集約化、③公共交通の充実、④効率的な財政運営、⑤生活環境の向上、⑥賑わいづくり)の一つに設定されています。方針設定に至る課題、基本方針および公共交通の充実に向けた施策については以下のとおりとなっています。

●公共交通に係る課題の抽出・整理

1. 公共交通利用者の減少

市内路線バスと幹線路線バスとの適切な連携を図るとともに、市内路線バスの効率的な運行や運行情報をわかりやすく周知するなどの取組を進める必要があります。

2. 円滑な道路網の不足

バス路線となっている都市計画道路の整備を優先的に進めるなど、円滑な公共交通道路網を形成する必要があります。

道路の除雪を充実させるとともに、移動しやすいコンパクトな市街地形成が必要となります。

3. 高い自家用車の利用率

自家用車・バイクの利用が様々な移動目的で大半を占めていることにより、CO₂排出量が多く、環境対策上まち歩きを促す道路空間整備等の取組が必要です。

●公共交通に係るまちづくり方針・施策等

基本方針

【公共交通の充実】

市街地周辺の各生活拠点地区から市街地中心部へのアクセス及び市街地内のアクセスを確保するため、公共交通の充実化を図り、市街地中心部での生活サービスの利用率向上に努め、自家用車に頼らない公共交通体系を目指します。

都市の骨格構造

【基幹的な公共交通軸】

・JR美唄駅を交通結節点とし、市街地等を循環運行する路線バス(市民バス東線、南美唄線)

課題解決のために必要な施策

【ネットワーク形成の充実化】

- ・JR美唄駅を交通結節点とした市街地における循環運行の充実化
- ・幹線交通((株)北海道中央バス)利用者数を増やすための市内路線バスとの連携体系の充実化
- ・郊外部におけるスクールバスへの混乗や乗合いタクシーによる交通体系の確保
- ・市内公共交通のPRと運行内容の情報発信による利用促進

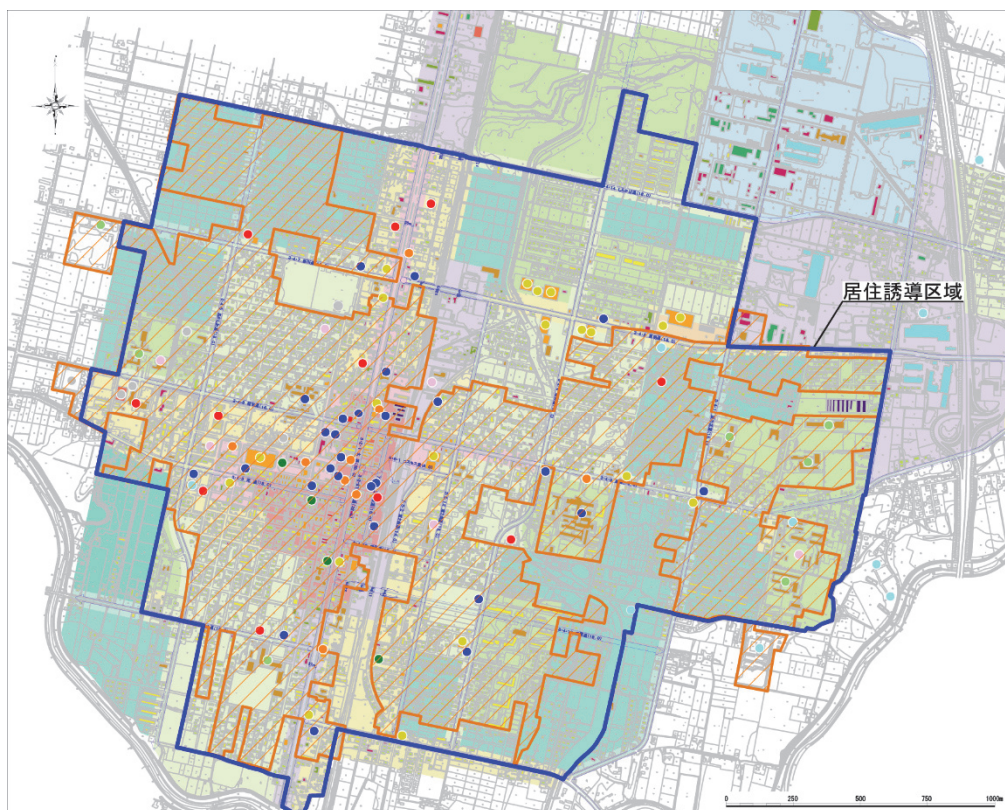


図 18 居住誘導区域

(出典:美唄市立地適正化計画)

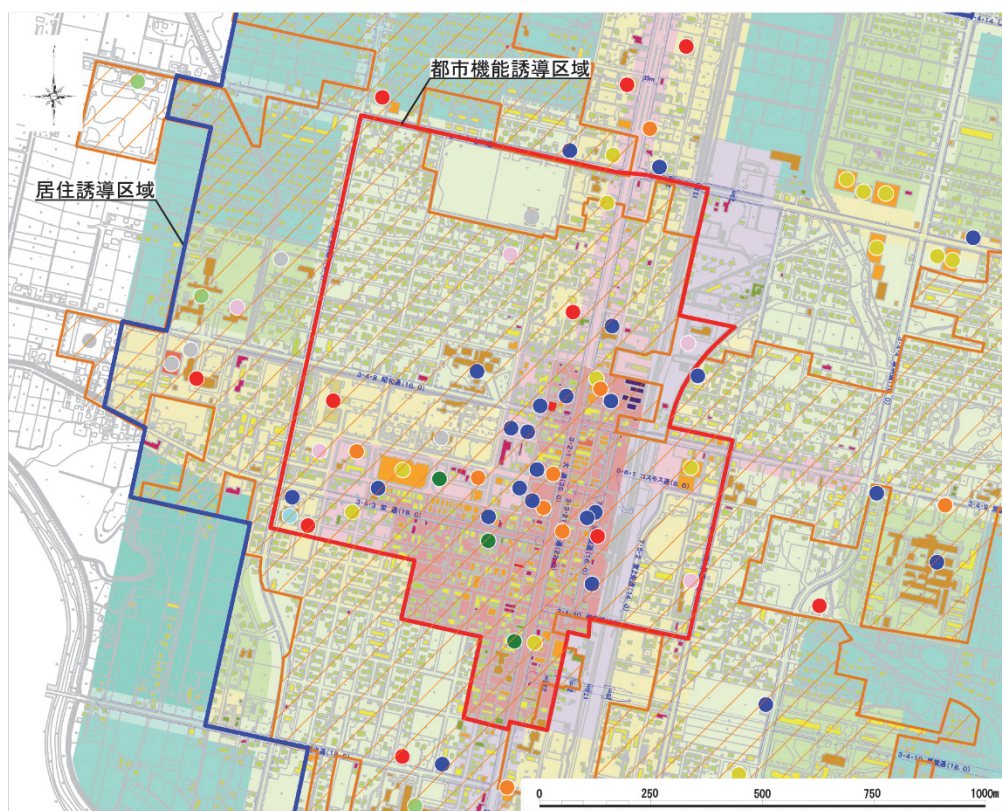


図 19 都市機能誘導区域

(出典:美唄市立地適正化計画)

②第4期美唄市地域福祉計画(平成31～令和5年度)

計画の目標達成のためのまちづくりの柱の内、「公共交通」に関するものは以下のとおりとなっています。

●快適、安全に移動できるまちづくり(交通)

【道路の整備】

・誰もが、自立して安全に生活できるよう歩行者の安全確保のための歩道整備や段差解消等、道路環境の整備などが求められています。

都市計画街路整備事業、道路維持管理事業(都市整備課)

【移動手段の確保】

・地域人口の減少による利用者の減少から、民間事業者や市民バスの減便が避けられない状況になっており、効率的な運行が求められています。

・特に、高齢化社会を迎え、通院や買い物などに利用する市民・民間バスなどの公共交通機関の維持・確保が求められています。

市民バス事業(生活環境課)、移送サービス事業(高齢福祉課)、
障害者移動支援事業、福祉有償運送(地域福祉課)

③高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期計画)

公共交通に関連する内容は、以下のとおりとなっています。

●移送サービス

要介護認定3から5までの人及び重度の障がい者で寝たきり等の状態にあり、一般車両での移動が困難な人に通院機会の確保や社会参加の促進のため、年最大48回の移送サービスを行っています。

④美唄市観光ビジョン(平成30～令和4年度)

公共交通に関連する内容は、3つの基本方針のうち、『3 観光客のニーズに対応した受入環境整備の充実』に位置付けられています。

●観光客のニーズに対応した受入環境の充実

(1)満足度の高い受入体制の整備

旅マエ・旅ナカ・旅アトの行動に合った受入環境の整備を行い、観光客の動線をストレスなくスムーズにできるように努めます。

【2次交通の利便性向上】

市民バス、タクシーなど2次交通を利用しやすいように検討します。